

令和 3 年

第 3 回浦幌町議会定例会会議録

令和 3 年 9 月 1 日 開会  
令和 3 年 9 月 1 3 日 閉会

浦 幌 町 議 会

## 令和3年第3回浦幌町議会定例会（第1号）

令和3年9月1日（水曜日）

開会 午前10時00分

散会 午後 0時18分

### ○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告（議長）
- 日程第 5 行政報告（町長）
- 日程第 6 報告第 3号 健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 4号 資金不足比率の報告について
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和3年度浦幌町一般会計補正予算）
- 日程第 9 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和3年度浦幌町一般会計補正予算）
- 日程第10 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算）
- 日程第11 議案第57号 浦幌町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する  
条例の制定について
- 日程第12 議案第58号 浦幌町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第13 議案第59号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第14 議案第60号 浦幌町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正につい  
て
- 日程第15 議案第61号 浦幌町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第16 議案第62号 浦幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第63号 浦幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第64号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算
- 日程第19 議案第65号 令和3年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第20 議案第66号 令和3年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第21 議案第67号 令和3年度浦幌町介護保険特別会計補正予算
- 日程第22 議案第68号 令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算

日程第23 議案第69号 令和3年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算

日程第24 議案第70号 令和3年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算

○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長	水澤一廣
副町長	山本輝男

町部局

総務課長	獅子原将文
まちづくり政策課長	岡崎史彦
町民課長	佐藤亘
こども子育て支援課長	正保操
保健福祉課長	廣富直樹
産業課長	小川博也
施設課長	早瀬実
上浦幌支所長	小林昭典
会計管理者	山本浩宣
診療所事務長	鈴木広

教育委員会

教育長	水野豊昭
教育次長	熊谷晴裕

農業委員会

会長	小川博幸
----	------

事務局長 坂 下 利 行

監査委員

代表監査委員 神 谷 敏 昭

○出席議会議務局職員

局 長 小 島 師 紀

議事係長 川 上 信 義

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年第3回浦幌町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○田村議長 直ちに本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

6番、安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第3回浦幌町議会定例会の運営について、8月25日午前、議会運営委員会を開催し、正副議長出席の下、提出される議案について理事者より説明を受け、日程及び運営について協議をいたしましたので、報告します。

本定例会は、諸般の報告、常任委員会報告、行政報告に続き、報告2件、承認3件、一般議案7件、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算7件、令和2年度各会計決算認定は令和2年度一般会計及び各特別会計合わせて9件が提案されております。議会提出は、発議、発委等であります。一般質問につきましては、9日を予定しております。以上の内容を踏まえ、会期は本日から9月17日までの16日間としております。

本日の議事は、諸般の報告、行政報告に続き、報告第3号及び第4号の2件、承認第6号から第8号までの3件、一般議案は第57号から第63号までの7件、補正予算につきましては議案第64号から第70号までの7件を予定しております。

次に、会議録署名議員につきましては、順番に指名されるよう議長に申入れを行っております。

以上、議会運営委員会の協議結果であります。議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス蔓延防止及び傍聴される皆様を含めた感染予防のため、本定例会においてもマスク着用にて会議を行うことといたしましたので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○田村議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録の署名議員は、会議規則127条により、7番、福原仁子議員、8番、河内富喜議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○田村議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの17日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月17日までの17日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○田村議長 日程第4、諸般の報告を事務局長より行わせませす。

○小島議会事務局長 諸般の報告をいたします。

今期議会の説明員につきましては、令和3年8月18日付で町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長、代表監査委員に出席の要求をいたしております。

次に、令和3年6月11日から8月31日までの1の議長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

次に、2のその他の報告をいたします。監査委員から提出のあった令和2年度5月分及び令和3年度5月分から7月分の例月出納検査報告書、令和3年度定期監査報告書につきましては、事前に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、令和3年6月1日開会の浦幌町議会第2回定例会で可決された令和4年度地方財政の充実・強化を求める意見書、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について、令和3年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてにつきましては、6月11日付で衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣並びに関係行政庁に提出をしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○田村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○田村議長 日程第5、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

令和3年6月11日から令和3年8月31日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おきを願いたいと思います。

2の建設工事入札結果につきましては、円山線道路災害応急工事ほか26件であります。

3の委託業務入札結果につきましては、浦幌小学校教員住宅新築工事实施設計委託業務ほか6件であります。

4の物品入札結果につきましては、各公民館研修室椅子等の購入ほか1件であります。

5の町有林立木売払い入札結果につきましては、第1伐区留真町有林立木売払いほか5件であります。

6のその他について報告をさせていただきます。最初に、北海道における新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令に伴う対応について報告をいたします。新型コロナウイルス感染症対策として北海道に令和3年8月27日から9月12日まで緊急事態宣言が発令されました。今回の緊急事態宣言では、札幌市、石狩管内、小樽市及び旭川市の10市町村を特定措置区域とし、本町を含むそれ以外の市町村を一般措置区域として指定されました。一般措置区域における要請内容は、日中も含めた不要不急の外出や移動を控え、特に午後8時以降の外出を控えること、加えて週末の外出を控えること、特定措置区域との不要不急の往来、不要不急の都道府県間の移動を控えること、飲食の際にはこれまで同様4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話のときはマスク着用とし、飲食店に対しては営業時間を午前5時から午後8時まで、お酒の提供は午前11時から午後7時までとし、要請に応じる飲食店に対しては支援金を支給するとしているところであります。

学校への要請としては、学校行事、運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等を中止し、また延期、縮小すること、部活動は高体連等が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り感染防止対策を徹底し、活動を厳選するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止すること。

公共施設は、道立施設は原則休館とし、市町村の公共施設は感染状況や施設の目的を踏まえて順次休館などを検討することとされています。

この緊急事態宣言発令に伴い、8月27日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、公共施設の休館等について協議いたしました。その結果、図書館、博物館、総合スポーツセンター、スイミングプール、複合施設フタバ、常室ラボ（カフェを除く）、森林公園キャンプ場及びみのり館、留真温泉コテージ等について、8月30日から9月12日まで臨時休館とし、各公民館、各パークゴルフ場、健康公園多目的広場、町民球場については、町民の方に限り利用可能とし、留真温泉については営業時間を午後8時までに短縮、酒類の提供については午後7時までといたしました。

これらの内容について新聞折り込み、町ホームページ、メールマガジン、ライン及び地デジ広報により町民の皆様に周知を図るとともに、緊急事態宣言発令に伴う措置の実施内容、感染防止行動の実施、行動のポイントについても町ホームページ等により周知を図ったところであります。

教育委員会では、小学校及び中学校の新型コロナウイルス感染症対策についてこれまでも文部科学省による学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等に基づき取組を進めてきましたが、2学期を迎え、さらなる感染防止対策の徹底を図り、児童生徒の学びを保障してまいります。なお、部活動などの教育活動の場面等で集団感染が確認されていることから、緊急事態宣言期間中の中学校の部活動については全道、全国に直結する部活動に限り感染防止対策を徹底した上で自校内での練習を可能とし、その他の部活動については休止といたしました。また、少年団活動については教育委員会から各団体に中止の要請を行ったところです。

十勝管内においても感染者が高止まりしております。町民の皆様には自分や大切な人の命、健康を守るためにも引き続き感染拡大防止に向けたより一層の取組を実践されるようお願いを申し上げます。

以上、北海道における新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令に伴う対応についての報告といたします。

次に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業の実施について報告いたします。本町が実施しているワクチン接種につきまして、第1段階は社会福祉施設等に入所している方と当該施設の従事者等に対して6月2日に、第2弾は第1弾の対象者を除く65歳以上の方へ7月4日に、第3弾は40歳以上の方等へ8月22日に集団接種を完了し、本町の満12歳以上の接種対象者4,196人に対して2,932人が2回接種を終えたことによりまして、接種率は69.9%になったところです。これまで本町が実施した接種に関わる副反応につきまして、ワクチンはどんなワクチンでも副反応をなくすことは困難であり、接種後に接種部位の痛み、発熱、頭痛などの全身性の反応が生じた方はいるものの、接種後すぐに現れるアナフィラキシーなどの重いアレルギー反応を起こした方につきましては一人もいない状況で実施することができています。

次に、第3弾までに接種を完了された方を除く8月末現在で満12歳以上の方に対する第4弾は、国から供給されるファイザー製ワクチンを確保することができましたので、対象者1,001人に対して8月11日に接種券等を発送し、8月16日から予約を開始し、8月30日から10月10日まで集団接種を実施することで、ワクチン接種の対象年齢のうち接種を希望する全ての町民の接種が完了する予定です。この第4弾の予約状況は、8月30日現在で598人が予約され、予約率は59.7%であり、対象年齢が引き下がったことなどにより接種を希望される方が少なくなっているように思われます。

北海道では、1日当たり500人を超える新規感染者が確認される日が続き、8月27日から9月12日まで3度目となる緊急事態宣言が発令されていますが、デルタ株と言われる変異したウイルスによる感染確認者の多くが若年層になっている状況から、このたびの接種対象者におかれましては、このワクチンの有効性と副反応について国が発信している情報を確認していただくとともに、科学的根拠が疑わしいSNSなどの情報に惑わされることなく、ご自身が正しい情報で判断し、接種されるか否かを判断され、一人でも多くの町民の



皆さんが接種していただきますことを願っているところであります。

なお、現在11歳で、年度内にこれから誕生日を迎える方やこれまで未接種の皆様への接種機会を確保するため、第5弾として10月15日から集団接種を開始する準備を進めておりますので、接種を希望する全ての町民の皆様がワクチンを接種できる体制を継続してまいります。

そして、このウイルスの感染が終息し、町民の皆様が安心して生活ができる日に一日でも早く戻ることを願い、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業の実施についての報告といたします。

以上で行政報告を終わります。

○田村議長 これにて行政報告を終わります。

#### ◎日程第6 報告第3号

○田村議長 日程第6、報告第3号 健全化判断比率の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の1ページを御覧願います。報告第3号 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

1、健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字が発生していないため、数値の表示はございません。実質公債費比率につきましては8.2%、早期健全化基準、財政再生基準以下となっております。将来負担比率につきましては0.6%、早期健全化基準以下となっております。

2、監査委員の意見、監査委員の意見書を次のページに添付してございますので、後ほど御覧おき願います。なお、それぞれの比率は早期健全化基準を超えておらず、是正、改善を要望する事項はなく、財政上の健全性を確保していると認めるとのご意見を賜っております。

次に、説明資料の1ページを御覧願います。令和元年度との比較表になります。実質公債費比率につきましては、令和元年度の8.4%から令和2年度は8.2%と0.2%改善されております。将来負担比率につきましては、令和2年度は0.6%となっております。令和元年度の数値はマイナスであったため、比率が記載されておきませんが、実質はマイナス4.5%でありましたので、5.1%数値が悪化しております。このほかは、令和2年度、令和元年度ともに比率が算出されておきません。

次に、2ページを御覧願います。健全化判断比率等の概要及び状況でございます。①、実質赤字比率でございますが、これは一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に

対する比率でございます。赤字が発生していないため、比率は算出されません。

次に、3ページを御覧願います。②、連結実質赤字比率でございますが、これは全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。この比率につきましても、赤字が発生していないため、比率は算出されません。

次に、4ページを御覧願います。③、実質公債費比率でございます。これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、3か年の平均により算出されます。本町の比率は、令和2年度単年度では8.14433%、3か年平均では8.2%でございます。

次に、6ページを御覧願います。④、将来負担比率でございますが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基準とした額に対する比率でございます。本町の比率は、0.6%となっております。

これらの比率が早期健全化基準を超えますと実質的な改善努力化が求められ、財政再生基準を超えますと国等の関与による確実な再生が求められることになっております。本町の場合、いずれの比率も基準以下となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○田村議長 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終わります。

#### ◎日程第7 報告第4号

○田村議長 日程第7、報告第4号 資金不足比率の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の3ページを御覧願います。報告第4号 資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告する。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

1、資金不足比率、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計、簡易水道特別会計ともに比率につきましては、資金不足が生じておりませんので、数値の表示はございません。

2、監査委員の意見、監査委員の意見書を次のページに添付してございますので、後ほど御覧おき願います。なお、各公営企業会計において資金の不足は生じていないことから、是正、改善を要望する事項はなく、この指標の対象とならないものであることから、経営の健全性は保たれていると認めるとのご意見を賜っております。

次に、説明資料の10ページを御覧願います。⑤、資金不足比率でございますが、これは

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率となっております。いずれの会計も資金不足が発生していないため、比率は算出されておられません。

以上で報告を終わらせていただきます。

○田村議長 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

これで報告第4号を終わります。

◎日程第8 承認第6号

○田村議長 日程第8、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の5ページを御覧願います。あわせまして、説明資料は11ページを御覧願います。承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和3年6月18日、浦幌町長。

記、令和3年度浦幌町一般会計補正予算、次のとおり。

7ページを御覧願います。令和3年度浦幌町一般会計補正予算。

令和3年度浦幌町の一般会計補正予算(第5回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ67億6,235万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに9ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

10ページを御覧願います。2、歳入、18款繰入金、2項1目基金繰入金30万5,000円を追加し、5億1,522万1,000円、内容につきましてはふるさとづくり基金繰入金を追加したものでございます。

3、歳出、7款1項商工費、2目観光費30万5,000円を追加し、5,435万8,000円、内容につきましては説明資料11ページに記載のとおり留真温泉浄化槽隔壁補修工事において合併

処理浄化槽内の接触曝気槽ろ過材の破損が確認されたため、設計変更に係る工事請負費を追加したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

#### ◎日程第9 承認第7号

○田村議長 日程第9、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の11ページを御覧願います。あわせまして、説明資料は12ページを御覧願います。承認第7号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和3年7月29日、浦幌町長。

記、令和3年度浦幌町一般会計補正予算、次のとおり。

13ページを御覧願います。令和3年度浦幌町一般会計補正予算。

令和3年度浦幌町の一般会計補正予算(第6回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ451万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ67億6,687万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

14ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに15ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括は、説明を省略させていただきます。

16ページを御覧願います。2、歳入、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金1,068万8,000円を追加し、2,786万8,000円、内容につきましては新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を追加したものでございます。

18款繰入金、2項1目基金繰入金617万3,000円を減額し、5億904万8,000円、内容につきましては財政調整基金繰入金を減額したものでございます。

17ページを御覧願います。3、歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1,068万8,000円を追加し、6,143万円、内容につきましては説明資料12ページに記載のとおり新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する費用を補正したものでございます。

5目医療対策費817万3,000円を減額し、1億2,938万8,000円、内容につきましては浦幌町立診療所特別会計繰出金を減額したものでございます。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費200万円を追加し、4,798万4,000円、内容につきましては説明資料13ページのとおり住宅リフォーム補助金を追加するものでございます。なお、説明資料には7月16日現在の実績値、8件、247万6,000円と記載してございますが、その後申請があり、交付決定したもの及び業者からの聞き取りにおいて7月以降申請が見込まれるものが6件、156万円、合計で14件、403万6,000円となります。補正後の予算額が500万円ですので、今後の申請に備えて96万4,000円を保有することとなるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 説明資料12ページに12歳以上に対するワクチンの供給のめどが立ち、接種日程が決まったと記載されております。それで、参考までにどのような接種日程になっているのか。

それと、12歳というのは順次年齢が上がっていくかと思うのですが、その都度対応するのかどうか。

あともう一点、当町に例えば転居した場合に、ワクチン未接種者が当町に転居してきたときに当町としてはどのような対策をするのか。例えばワクチンを接種しているのか、していないのか聞くのか、それとワクチンを接種したいのか、したくないのかということその際に聞くのかどうかお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、12歳以上のワクチン、これが国からの供給、めどが立ちましたので、8月30日から10月10日まで6週間、この間に2回接種を完了させるということで、現在もう既に接種

のほうを開始しているところです。

それから、2点目……大変失礼しました。12歳以上から今現在の第4弾ということで先ほど町長から行政報告もさせていただきましたけれども、現在12歳以上の方々に全てご案内をさせていただき、予約をしていただいているものですから、順次年齢等につきましては、今回のファイザー社のワクチン、対象年齢12歳以上ということになりますので、全ての皆様方に接種の機会、接種券等送付し、そして接種する体制が整っておりますので、順次年齢につきましてもこのまま10月10日で希望される方全て完了するという考え方をしています。

最後の転入者なのですが、転入された方につきましては基本的にお問合せをこちらのほうにいただきまして、仮に打っていないのであれば接種券のほうを前の住所のある自治体から接種券を受けているはずでございますので、その接種券があれば浦幌町で接種が可能ですので、打ってなくても、また1回接種し、3週間後の2回目接種のときに転入された場合につきましても、その部分につきましてはお問合せをいただきながらこちらのほうで対応させていただくという考え方をしていますので、改めてこちらから情報発信するという考え方は今現在ないということでございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 もう一点確認したいのですが、10月15日に集団接種を開始するということを進めておりますと先ほど行政報告にもありましたが、それ以降、例えば来年1月1日以降に12歳になる方はばらばらだと思うのですが、順次接種券を配付するという考え方でよいのかどうか。

あともう一点、当初接種希望していなかったけれども、やっぱり打ちたいなといったときに町側は対応してくれるのかどうか。

その2点だけお願いします。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 まず、8月末現在12歳の方々にこのたび接種券を送付してございます。これから9月1日以降に12歳になる方々、これにつきましては順次誕生日になる月の月末に締めまして、発送のほうを進めてまいりたいと考えています。この方々が、次の2点目の質問と同じ答えになりますけれども、打たないという今現在未接種の方についても、現在の予防接種法でいきますと2月28日まで、これが市区町村が接種をするという臨時接種の期間になってございますので、この期間につきましては基本的に自治体としてといいますか、町が打ちたい方々に、全ての皆さんに打てる体制、これを継続してまいりたいと考えています。ただ、集団接種につきましては現在第4弾ということで12歳以上の方々、10月10日に終わり、そしてこの10月10日以降未接種の方々についても、これも町長から行政報告させていただいたとおり、10月15日から未接種の方、この方々に接種する機会を設

けて、そして11月の中旬頃この集団接種を終わる予定をしておりますが、それ以降については改めて町立診療所と協議しながら個別接種が可能かどうか、これにつきまして協議をし、そして打てる体制を2月28日まで、整えてまいりたいと考えています。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、3月1日以降に関してはまだ未定ということよろしいですか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 先ほども答弁しましたが、2月28日まで市区町村がこの予防接種法に基づく臨時接種、これ国から指示という形でいただいております。ですので、これ以降については国の考え方、これが今後どうなるかを見据えながら町としてできるかできないか、そういった体制を考えていくという考え方になります。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 私からは、住宅管理費についてご質問させていただきます。

本議案については専決処分ということで、特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことということで上げられていると思われませんが、この緊急を要する理由というものをお聞きしてよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 ただいまの議員の質問にお答えさせていただきます。

今回のリフォームの件数なのですけれども、当初説明にあったとおり、6件分を計上しておりましたが、7月16日現在で8件の決定が確定しており、今後の部分についても予定しているところでありまして、各申請に関わる工事をスムーズに進めるために専決をさせていただいた中で、住宅に対する工事を進めていきたいという形で専決をさせていただいております。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今ご答弁いただきましたけれども、専決処分ではなく、補正予算でもよろしかったのではないかなと思うのですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 ただいまの議員の質問にお答えさせていただきます。

9月の1日の補正という形よりも、以前に業者のほうから申請がありまして、それまでの期間待たせるということになると申請者の工事遅れるという形になりますので、それについての対応いたしました。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時57分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

#### ◎日程第10 承認第8号

○田村議長 日程第10、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

町立診療所事務長。

○鈴木診療所事務長 議案書の18ページを御覧願います。あわせて、説明資料は14ページを御覧願います。承認第8号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和3年7月29日、浦幌町長。



記、令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算、次のとおり。

20ページを御覧願います。令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の浦幌町立診療所特別会計補正予算（第3回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ702万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億5,513万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

21ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに22ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

23ページを御覧願います。2、歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金817万3,000円を減額し、1億1,583万円、一般会計からの繰入金を減額した内容でございます。

3款1項諸収入、1目診療報酬収入1,520万2,000円を追加し、1億9,989万2,000円、内容につきましては説明資料14ページに記載のとおり新型コロナウイルスワクチン接種事業の対象年齢の引下げによる接種予定者の増加及び休日、時間外等加算などで健康診査の診療報酬が収入増となるものでございます。

3、歳出、1款1項診療所費、1目診療所管理費126万7,000円を追加し、5,328万3,000円、内容につきましては説明資料に記載のとおり経年劣化により故障した待合ホールの水銀灯照明器具をLEDランプに全部取替え修繕するための経費と、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、感染拡大防止対策を強化するため玄関での体温自動計測ができる検温器導入経費を追加したものでございます。

2目医業費576万2,000円を追加し、2億9,402万9,000円、内容は新型コロナウイルスワクチン接種業務拡大に伴う医師等の報酬や医療材料費の購入費などを追加したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決定されました。

◎日程第11 議案第57号

○田村議長 日程第11、議案第57号 浦幌町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書24ページを御覧願います。議案第57号 浦幌町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定ついて。

浦幌町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例。

以下、条文の朗読を省略し、議案説明資料の制定の趣旨及び条例の内容等によりまして説明させていただきます。議案説明資料は15ページを御覧願います。1の制定の趣旨ですが、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が令和3年3月31日にその時限法としての期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が制定されたことに伴い、過疎地域である本町における固定資産税の課税の特例に関する規定を定めるため、本条例を制定するものでございます。

2の条例の内容につきましては、①、第1条に趣旨について規定します。

②、第2条に課税免除について規定します。

③、第3条に課税免除の申請について規定します。

④、第4条に課税免除の取消しについて規定します。

⑤、第5条に規則への委任について規定します。

⑥、附則第2項に本条例の施行に伴い、浦幌町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成22年浦幌町条例第8号）を廃止することを規定しております。

3の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行します。

4の経過措置ですが、この条例は、施行の日以降に取得等された設備を製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業または旅館業の用に供するものについて適用し、同日前に新設または増設された設備を製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業（下宿業を除く）の用に供したのものについては、浦幌町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成22年浦幌町条例第8号）の例によります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第58号

○田村議長 日程第12、議案第58号 浦幌町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の27ページを御覧願います。議案第58号 浦幌町個人情報保護条例の一部改正について。

浦幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

本条例の改正につきましては、条文の朗読を省略し、説明資料により説明させていただきます。説明資料の16ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更となり、保有個人情報の訂正の書面による通知先が総務大臣から内閣総理大臣に変更されました。また、番号法第19条第4号の追加に伴い、改正前の同号以降の号名を引用する本条例について改正するものでございます。

2、改正の内容でございますが、第25条の2において「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改めるものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、説明資料17ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。  
これより議案第58号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第59号

○田村議長 日程第13、議案第59号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書29ページを御覧願います。議案第59号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

固定資産評価審査委員会条例（平成11年浦幌町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の朗読を省略し、議案説明資料の改正の趣旨及び改正の内容等によりまして説明させていただきます。議案説明資料は18ページを御覧願います。あわせまして、19ページから20ページに新旧対照表を記載しております。1の改正の趣旨ですが、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき固定資産の価格に関する不服の審査の手續等を規定している固定資産評価審査委員会条例（平成11年浦幌町条例第33号）について、納税者等の負担軽減を図るため審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とすることに伴い、同条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容につきましては記載のとおりでございますが、第4条に規定している審査申出書、第8条に規定している口述書及び各調書である第7条に規定している意見陳述書、第8条に規定している口頭審理書、第9条に規定している実地調査書、第10条に規定している議事について押印及び署名を廃止するものでございます。

3の施行期日ですが、この条例は、令和3年10月1日から施行します。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第60号

○田村議長 日程第14、議案第60号 浦幌町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の31ページを御覧願います。議案第60号 浦幌町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について。

浦幌町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例。

本条例の改正につきましては条文の朗読を省略し、説明資料により説明させていただきます。説明資料の21ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、内閣府が令和2年12月に策定した地方公共団体における押印見直しマニュアルを基に行政手続における町民の負担を軽減し、利便性を図るため浦幌町押印等見直し方針を定め、同方針に基づき本町の行政手続における押印等の見直しを行いましたので、関係条例の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、①は様式等を含む条例中の押印または署名を求めることに関する規定について、押印または署名を不要とするよう改めるものでございます。具体的には、第1条の浦幌町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正では、宣誓書への上級の公務員の面前における署名の廃止及び会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する例外の廃止、第2条の浦幌町老人福祉施設等費用徴収条例の一部改正では、階層区分変更申請書への押印の廃止、第3条の浦幌町火入れに関する条例の一部改正では、火入れ許可申請書への押印の廃止、第4条の浦幌町町有住宅使用管理条例の一部改正では、町有住宅入居申

請書への押印を廃止するものでございます。

②は、浦幌町老人福祉施設等費用徴収条例中「(保健福祉課社会福祉係)」を削るものでございます。

③は、浦幌町火入れに関する条例中「異常乾燥注意報」とあるものを「乾燥注意報」に改めるものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、令和3年10月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、説明資料22ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 1点確認させていただきます。

服務宣誓書に署名を外したということなのですが、どのようなやり方を想定しているのか。パソコンで打って、そのまま宣誓書を出せばいいのか、それとも公務員の面前を、実際には公務員の面前ではなくても署名をして、この宣誓書を出すのか。どのようなことを想定されているのかお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、これまで条例の定めるところにより服務の宣誓をしなければならないということで、先ほど申し上げたとおり、上級の公務員の面前で署名をしてという形になりましたが、今後におきましては署名等必要ないということで、提出だけしていただければ可能だと考えております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、パソコンで打って、提出することでも構わないということなのですね。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 その件につきましては、基本的にはそういった形で提出していただいても構わないという形になります。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、その職員が作成したものというのはどうやって担保すると考えていらっしゃるのですか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 基本的には受け取る際に当然本人から受け取りますので、本人から提出されたものだという確認はできますし、またこの署名自体が、それ自体も事実行為として行われるものでありまして、宣誓によって何らかの法律等の義務が生じるものでもございません。職員として採用されたことによって当然にサービスの義務は生じるものでありまして、サービスの宣誓はあくまでも確認を行う、そういったものでございますので、このような措置で構わないと考えているものでございます。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第61号

○田村議長 日程第15、議案第61号 浦幌町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書33ページを御覧願います。議案第61号 浦幌町手数料徴収条例の一部改正について。

浦幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

浦幌町手数料徴収条例（平成12年浦幌町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の朗読を省略し、議案説明資料の改正の趣旨及び改正の内容等によりまして説明させていただきます。議案説明資料は23ページを御覧願います。あわせて、24ページから25ページに新旧対照表を記載しております。1の改正の趣旨ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、個人番号カードの発行手数料を地方公共団体情報システム機構が徴収できることとされ、当該手数料の徴収事務を住所地市町村長に委託することができることと

なりました。それに伴い、令和3年9月1日から委託契約を適用し、本町の浦幌町手数料徴収条例に基づく個人番号カードの再交付手数料の徴収を行わないため、当該条例の一部改正を行うものでございます。

2の改正の内容につきましては、別表1中10の項、個人番号カードの再交付を削除するものでございます。

3の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用します。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第62号

○田村議長 日程第16、議案第62号 浦幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

こども子育て支援課長。

○正保こども子育て支援課長 議案書35ページを御覧願います。議案第62号 浦幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

浦幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例。

浦幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年浦幌町条例第11号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正につきましては、条文の朗読を省略し、説明資料により説明させていただきます。説明資料の26ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、本条例は



国、都道府県及び市町村以外の者が家庭的保育事業等を行う場合は市町村の認可を得なければならないことから、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16の規定に基づき国が示す家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）、以降基準省令と申し上げますが、その基準省令に従い制定しています。このたび家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第52号）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）の公布により基準省令が改正されたことから、従うべき基準及び参酌する基準として本条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容でございますが、①、児童福祉法第59条第1項との整合性を図るため、連携協力を「行う者」を「行う施設」に改めるものでございます。

②、第49条関係で、利用者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減の観点から家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等のうち書面で行うこととしているものについて書面に代えて電磁的記録により行うことができることとするものでございます。

③、その他字句の整理を行うものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、説明資料27ページ、28ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で議案第62号 浦幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第63号

○田村議長 日程第17、議案第63号 浦幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

こども子育て支援課長。

○正保こども子育て支援課長 議案書37ページを御覧願います。議案第63号 浦幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

浦幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

浦幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年浦幌町条例第12号)の一部を次のように改正する。

本条例の改正につきましては、条文の朗読を省略し、説明資料により説明させていただきます。

説明資料の29ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、本条例は、平成27年4月から開始した子ども・子育て支援新制度において特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の設置者及び特定地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)の事業者は、市町村の条例で定める運営に関する基準に従い、特定教育、保育または特定地域型保育を提供しなければならないとしていることから、特定教育・保育施設及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)、以下基準府令と申し上げますが、その基準府令で定める基準に従いまたは参酌し、確認基準を制定しております。このたび特定教育・保育施設及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第23号)の公布により基準府令が改正されたことから、従うべき基準として本条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容でございますが、①、本条例第42条第1項第3号を適用しないことができる場合として、児童福祉法第24条第3項を同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を明記するものでございます。

②、児童福祉法第59条第1項との整合性を図るため、連携協力を「行う者」を「行う施設」に改めるものでございます。

③、その他字句の整理をするものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、説明資料30ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で議案第63号 浦幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第64号

○田村議長 日程第18、議案第64号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 補正予算書の1ページを御覧願います。あわせまして、説明資料は31ページからになります。議案第64号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算。

令和3年度浦幌町の一般会計補正予算(第7回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,659万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ69億1,346万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

2ページから3ページまでの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページを御覧願います。第2表、地方債補正。変更でございます。起債の目的、過疎対策事業、補正前限度額3億4,420万円、補正後限度額3億4,530万円、内容につきましては合流地区水利施設等保全高度化事業、補正前限度額110万円、補正後限度額120万円。スクールバス購入事業、補正前限度額2,000万円、補正後限度額2,100万円。次に、臨時財政

対策債、補正前限度額 1 億4,860万円、補正後限度額 1 億4,305万円、額の決定による変更でございます。計、補正前限度額 5 億280万円、補正後限度額 4 億9,835万円。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございません。

次に、6 ページから 7 ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、1 の総括につきましては説明を省略させていただきます。

8 ページを御覧願います。2、歳入、9 款 1 項 1 目地方特例交付金77万3,000円を減額し、304万1,000円、額の決定に伴います減額でございます。

10款 1 項 1 目地方交付税 1 億7,839万4,000円を追加し、34億6,839万4,000円、額の決定に伴います普通交付税の追加でございます。

12款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林水産業費分担金2,288万6,000円を減額し、1,866万7,000円、内容につきましては説明資料35ページに記載のとおり道営水利施設等保全高度化事業において農家負担軽減対策事業を継続実施することとなったため、受益者負担金を減額するものでございます。

14款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金1,223万8,000円を追加し、1 億5,331万円、内容につきましては説明資料31ページに記載のとおり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものでございます。

15款道支出金、2 項道補助金、5 目農林水産業費道補助金1,715万円を追加し、2 億762万5,000円、内容につきましては説明資料35ページに記載のとおり道営水利施設等保全高度化事業において農家負担軽減対策事業を継続実施することとなったため、次世代農業促進生産基盤事業補助金を追加するものでございます。

6 目商工費道補助金500万円を追加し、500万円、内容につきましては説明資料38ページに記載のとおりプレミアム付商品券発行支援事業費補助金を追加するものでございます。

3 項委託金、1 目総務費委託金710万5,000円を追加し、1,544万9,000円、内容につきましては説明資料33ページに記載のとおり衆議院議員選挙費委託金を追加するものでございます。

16款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金34万3,000円を追加し、185万3,000円、内容につきましては説明資料36ページに記載のとおり浦幌町森林組合の剰余金処分の承認決定に基づく配当金を追加するものでございます。

18款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目国民健康保険特別会計繰入金69万5,000円を追加し、69万6,000円。

2 目後期高齢者医療特別会計繰入金 6 万1,000円を追加し、6 万2,000円。

3 目介護保険特別会計繰入金435万1,000円を追加し、435万2,000円。

これらは、前年度各会計への一般会計繰出金の精算に伴う繰入金でございます。

2 項 1 目基金繰入金 2 億4,716万3,000円を減額し、2 億6,188万5,000円、内容につきましては財政調整基金繰入金及びふるさとづくり基金繰入金を減額するものでございます。

19款 1 項 1 目繰越金 1 億9,320万6,000円を追加し、1 億9,420万6,000円、前年度繰越金

の確定に伴います追加でございます。

10ページを御覧願います。20款諸収入、5項雑入、2目過年度収入332万円を追加し、333万円、内容につきましては令和2年度国庫負担金等の確定に伴います追加交付金です。

21款1項町債、1目総務債555万円を減額し、1億6,005万円、内容につきましては額の決定に伴います臨時財政対策債を減額するものでございます。

5目農林水産業債10万円を追加し、1,520万円、内容につきましては説明資料35ページから36ページに記載のとおり合流地区水利施設等保全高度化事業債を追加するものでございます。

8目教育債100万円を追加し、6,370万円、内容につきましては説明資料40ページに記載のとおりスクールバス購入事業債を追加するものでございます。

11ページを御覧願います。3、歳出、1款1項1目議会費96万4,000円を減額し、8,361万3,000円、内容につきましては事業中止に伴います旅費の減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目財政調整等基金費9,710万4,000円を追加し、2億161万3,000円、内容につきましては地方財政法の規定により決算剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものでございます。

7目企画費689万円を追加し、1億4,163万5,000円、内容につきましては説明資料31ページから32ページに記載のとおり地域情報通信基盤整備事業に係る工事請負費及び補償工事負担金並びに民間賃貸住宅建設促進事業補助金を追加するものでございます。

10目生活安全推進費1,063万2,000円を追加し、6,999万7,000円、内容につきましては説明資料32ページに記載のとおり道道本別浦幌線防犯灯LED工事負担金を追加するものでございます。

13目諸費121万5,000円を追加し、4,264万7,000円、内容につきましては説明資料32ページ及び33ページに記載のとおりJR北海道観光列車出迎えイベント事業に要する費用及び公共交通空白地有償運送運営事業委託料を追加するものでございます。なお、観光列車出迎えイベント事業の詳細につきましては、説明資料48ページの政策等調書に記載のとおりでございます。

4項選挙費、2目衆議院議員選挙費827万3,000円を追加し、827万3,000円、内容につきましては説明資料33ページに記載のとおり任期満了を迎える衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する費用を追加するものでございます。

12ページ下段を御覧願います。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費73万4,000円を追加し、3,673万6,000円、内容につきましては説明資料34ページに記載のとおり閉園となった浦幌幼稚園及びしらかば保育園に係る事務物品等の廃棄処分手数料を追加するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費39万円を追加し、2億5,003万8,000円、内容につきましては説明資料34ページに記載のとおり管理栄養士の産前産後休暇及び育児休業に伴います臨時管理栄養士の人件費の追加及び簡易水道特別会計繰出金を減額するも

のでございます。

3目環境衛生費、67万5,000円を追加し、4,098万2,000円、内容につきましては個別排水処理特別会計繰出金を追加するものでございます。

5目医療対策費1,578万5,000円を減額し、1億1,360万3,000円、内容につきましては浦幌町立診療所特別会計繰出金を減額するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、5目畜産振興費80万円を追加し、4,263万7,000円、内容につきましては説明資料34ページに記載のとおり模範牧場ダンプトラックのサブフレーム修繕に要する費用を追加するものでございます。

8目道営土地改良事業費17万円を追加し、4,294万5,000円、内容につきましては説明資料35ページから36ページに記載のとおり合流地区水利施設等保全高度化事業工事負担金を追加するものでございます。

2項林業費、1目林業総務費84万3,000円を追加し、2,353万1,000円、内容につきましては説明資料36ページに記載のとおり有害鳥獣駆除捕獲奨励金及び浦幌町森林組合の配当金相当分を増資するための出資金を追加するものでございます。

14ページを御覧願います。3項水産業費、2目水産業振興費1,115万円を追加し、2,583万6,000円、内容につきましては説明資料37ページに記載のとおり水産資源保護増大対策協議会負担金及び秋サケ不漁対策事業補助金を追加するものでございます。なお、それぞれの詳細につきましては、説明資料49ページ及び50ページの政策等調書に記載のとおりでございます。

7款1項商工費、1目商工振興費2,932万5,000円を追加し、2億3,611万3,000円、内容につきましては説明資料38ページに記載のとおりプレミアム商品券発行事業に要する費用新規創業等促進事業補助金及び店舗等リフォーム補助金を追加するものでございます。プレミアム商品券発行事業の詳細につきましては、説明資料51ページの政策等調書に記載のとおりでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目土木車両管理費150万円を追加し、9,968万7,000円、内容につきましては説明資料39ページに記載のとおり道路維持管理用ショベルローダのマルチプラウ修繕に要する費用を追加するものでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費200万円を追加し、4,998万4,000円、内容につきましては説明資料39ページに記載のとおり町営住宅の電気温水器等の修繕に要する費用を追加するものでございます。

10款教育費、3項中学校費、4目スクールバス管理費200万7,000円を減額し、7,623万3,000円、内容につきましては説明資料40ページに記載のとおりスクールバス迂回場所の舗装補修に伴う工事請負費の追加及び備品購入費を減額するものでございます。

4項社会教育費、2目公民館運営費15万9,000円を減額し、5,637万4,000円、文化祭の中止に伴う費用を減額するものでございます。

5項保健体育費、3目給食センター管理費2万4,000円を追加し、7,593万7,000円、内容

につきましては説明資料40ページに記載のとおり費用弁償を追加するものでございます。

12款1項公債費、1目元金97万5,000円を追加し、7億7,809万9,000円、2目利子815万3,000円を減額し、3,417万2,000円、これらにつきましては説明資料40ページに記載のとおり利率見直し方式地方債の利率変更に伴う元金の追加及び利子の減額並びに前年度借入額の利率確定に伴う償還利子の減額でございます。

16ページを御覧願います。13款諸支出金、1項1目過年度支出金95万9,000円を追加し、109万7,000円、内容につきましては説明資料41ページに記載のとおり令和2年度国庫負担金等の確定に伴う返還金を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

10番、森議員。

○森議員 説明資料の32ページ、4の諸費の関係なのですが、(1)の公共交通空白地有償運送事業ということなのですが、これ上浦幌地区住民の利用を想定した運行を試験的に実施するというような内容なのですが、これ実際にはどのような内容なのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

どのような形でということですが、説明資料記載のとおり運行に関しましては令和3年10月から半年間、今年度中をめどとして運行いたします。運行日につきましては月曜日、水曜日、金曜日、祝日、年末年始を除く、運行時間につきましては午前10時から午後1時となっております。仕組みといたしましては、現在運行しておりますNPO法人ひだまりさんが町の中で市街地区を中心に運行していただいておりますけれども、その仕組みを使いまして運行するものでございまして、運行日に関しては月、水、金、同じような運行を予定しております。なお、運行時間に関しましては、市街地区を中心に動いておりますものに関しては午前9時から午後3時までということになってございますが、今回上浦幌のスクールバスの運転手さんの空いた時間を利用したいということで、時間については午前10時から午後1時までということで、時間を短く設定はさせていただいております。利用される方は上浦幌の運転手さんに預けています携帯電話のほうに連絡を入れてもらって、その中で運行可能であれば送り迎えをするというような格好で考えてございまして、料金につきましてもひだまりさんと同じように、登録料が1,000円かかるのですが、一旦1,000円で登録していただいて、あとは1キロ当たり65円ということで、メーター計算でお金をいただくということで考えております。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 そういう面では、上浦幌地区は広くて、大変ありがたく思います。今後自動車の免許証を返納するとか、また人口減少にもこれつながっていくのでないかなとも思って

おります。これ試験段階なのですが、幅広く町民の方が利用できるようお願いしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまの、お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、今回の実証では非常に時間も短くて、上浦幌地区を想定すると距離もあるので、お一人が利用するとなかなかその後は使えないということも想定されます。その中で使っていただく方が時間が短いだとか、曜日が足りないだとかというようなご意見をいただきながら新しい制度の移行できるように実証していきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 ただいまの件ですが、周知徹底というか、それはどのようにされるのか伺っていなかった気がするのですけれども。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

周知の方法につきましては、上浦幌地区を想定しておりますので、上浦幌地区にチラシの配布と、それから上浦幌地区の行政区長さんに集まっただいて、制度の中身を説明したいということで考えてございます。

以上です。

○田村議長 そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第65号

○田村議長 日程第19、議案第65号 令和3年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。



提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 別冊の議案書17ページをお開き願います。あわせまして、説明資料は42ページをお開き願います。議案第65号 令和3年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億6,982万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

次のページの第1表、歳入歳出予算補正並びに19ページの歳入歳出補正予算の事項別明細書、1、総括につきましては説明を省略させていただきます。

20ページをお開き願います。今回の補正につきましては、額の確定及び精算による補正内容でございます。

2、歳入、5款繰入金、2項1目基金繰入金639万3,000円を減額し、141万9,000円。

6款1項1目繰越金900万6,000円を追加し、903万6,000円。

内容は、いずれも説明資料記載のとおり前年度繰越金の確定による追加とこれに伴う国民健康保険事業基金繰入金を減額補正するものです。

続きまして、3、歳出、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目その他償還金191万8,000円を追加し、191万9,000円。

2項繰出金、1目他会計繰出金69万5,000円を追加し、69万6,000円。

内容は、いずれも説明資料記載のとおり保険給付費等交付金の前年度精算及び一般会計繰入金の精算で生じた償還金を返還金や繰出金として追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第66号

○田村議長 日程第20、議案第66号 令和3年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書21ページを御覧願います。あわせて、説明資料は43ページを御覧願います。議案第66号 令和3年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ9,235万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

次のページの第1表、歳入歳出予算補正並びに23ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては説明を省略させていただきます。

24ページをお開き願います。今回の補正につきましては、額の確定及び精算による補正内容でございます。

2、歳入、3款1項1目繰越金8万7,000円を追加し、8万8,000円。内容は説明資料記載のとおり前年度繰越金の確定に伴う追加補正でございます。

続きまして、3、歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金2万6,000円を追加し、8,550万1,000円。

3款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金6万1,000円を追加し、6万2,000円。

内容は、いずれも説明資料記載のとおり出納整理期間内に納付された保険料を広域連合納付金として翌年度に精算するためと一般会計繰入金の精算で生じた償還金を繰出金として追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第67号

○田村議長 日程第21、議案第67号 令和3年度浦幌町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書25ページを御覧願います。あわせて、説明資料は44ページをお開き願います。議案第67号 令和3年度浦幌町介護保険特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の介護保険特別会計補正予算(第2回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,262万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7億506万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

次のページの第1表、歳入歳出予算補正並びに27ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては説明を省略させていただきます。

28ページをお開き願います。今回の補正予算につきましては、額の確定及び精算による補正内容でございます。

2、歳入、6款繰入金、2項基金繰入金、1目給付費準備基金繰入金538万1,000円を減額し、718万9,000円。

7款1項1目繰越金1,801万円を追加し、1,804万円。

内容は、いずれも説明資料記載のとおり前年度繰越金の確定による追加とこれに伴う介護給付費準備基金繰入金の減額でございます。

続きまして、3、歳出、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金827万8,000円を追加し、827万9,000円。

2項繰出金、1目他会計繰出金435万1,000円を追加し、435万2,000円。

内容は、いずれも説明資料記載のとおり前年度の地域支援事業費の確定により交付金及び一般会計繰入金の精算で生じた返還分を償還金や繰出金として追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第22 議案第68号

○田村議長 日程第22、議案第68号 令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長。

○鈴木診療所事務長 別冊議案書29ページをお開き願います。あわせて、説明資料45ページを御覧願います。議案第68号 令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の浦幌町立診療所特別会計補正予算(第4回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億5,280万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

30ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正及び31ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては説明を省略させていただきます。

32ページを御覧願います。2、歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,578万5,000円を減額し、1億4万5,000円。一般会計繰入金減額の内容でございます。

2款1項1目繰越金1,225万3,000円を追加し、1,275万3,000円。前年度繰越金が確定したことによる追加でございます。

5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目新型コロナウイルス感染症拡大防止支援補助金120万円を追加し、120万円。説明資料に記載のとおり新型コロナウイルス感染症が急速に

拡大する中、感染拡大防止を講じながら地域医療を提供する医療機関に対する国の支援補助金を追加補正するものでございます。

3、歳出、1款1項診療所費、2目医業費233万2,000円を減額し、2億9,169万7,000円。先月末に更新した全身用エックス線CT装置の保守点検が1年間無償保証対応となったことから、保守業務委託料を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第23 議案第69号

○田村議長 日程第23、議案第69号 令和3年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 別冊の補正予算書33ページを御覧願います。あわせて、議案説明資料46ページを御覧願います。議案第69号 令和3年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の個別排水処理特別会計補正予算(第2回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5,845万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

34ページ、第1表、歳入歳出予算補正並びに35ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。

36ページを御覧願います。2、歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金67万5,000円を追加し、3,473万4,000円、内容につきましては説明資料46ページに記載のとおり一般会計からの繰入金を追加補正するものでございます。

5款1項1目繰越金32万5,000円を追加し、52万5,000円、内容につきましては説明資料46ページに記載のとおり額の確定に伴います前年度繰越金を追加補正するものでございます。

36ページを御覧願います。3、歳出、2款事業費、1項1目個別排水処理施設建設費100万円を追加し、1,080万円、内容につきましては説明資料46ページに記載のとおりであります。当初予算では5人槽2基、7人槽4基、合計6基で980万円計上しておりましたが、8月末現在では5人槽2基、10人槽1基、今後の予定では5人槽1基、7人槽1基、合計5基であります。処理人槽の増減及び放流先の変更に伴い、個別排水処理施設設置に関する費用を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第24 議案第70号

○田村議長 日程第24、議案第70号 令和3年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 別冊の補正予算書37ページを御覧願います。あわせて、説明資料47ページを御覧願います。議案第70号 令和3年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の簡易水道特別会計補正予算(第3回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ579万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億7,459万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

38ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

39ページを御覧願います。第2表、地方債補正。変更でございます。起債の目的、簡易水道事業、補正前限度額7,780万円、補正後限度額7,800万円、内容としましては簡易水道事業、補正前限度額7,780万円、補正後限度額7,800万円。計、補正前限度額7,780万円、補正後限度額7,800万円でございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

40ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

41ページを御覧願います。2、歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金126万6,000円を減額し、1億7,643万2,000円。内容につきましては説明資料47ページに記載のとおり一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

5款1項1目繰越金685万6,000円を追加し、735万6,000円。内容につきましては説明資料47ページに記載のとおり額の確定に伴います前年度繰越金を追加補正するものでございます。

7款1項町債、1目簡易水道事業債20万円を追加し、7,800万円、内容につきましては説明資料47ページに記載のとおり額の確定に伴います簡易水道事業債を追加補正するものでございます。

41ページを御覧願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費579万円を追加し、3,608万3,000円。内容につきましては説明資料47ページに記載のとおり消費税納付額確定による公課費に伴う追加補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○田村議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。明日から9月8日までの7日間、議事の都合により休会とし、9月9日午前10時から本会議を開くことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、明日から9月8日までの7日間、議事の都合により休会とし、9月9日午前10時から本会議を開くことに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○田村議長 本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 0時18分